

<在学採用（二次募集）>

日本学生支援機構貸与・給付奨学金（授業料等減免）併用の申込手続きについて

日本学生支援機構貸与・給付奨学金（授業料等減免）両方とも申込を希望される方は、申込前に、下記に記載している「[貸与奨学金案内](#)」・「[給付奨学金案内](#)」の該当ページをよく確認してください。

また、大学への提出書類は「3. 提出書類について」、手続きのスケジュールは「4. 応募から採用決定までの流れについて」に記載していますので、よく確認して各期日までに手続きを行ってください。

1. 日本学生支援機構奨学金【貸与】の制度について

1. 日本学生支援機構貸与奨学金とは：「貸与奨学金案内」P.4～5

2. 募集時期について：「貸与奨学金案内」P.9

※春採用は4月、秋採用については9月頃に実施しています。

3. 貸与奨学金の種類および貸与額について：「貸与奨学金案内」P.6～7

※第一種奨学金…利子なし、第二種奨学金…利子あり

※入学時特別増額貸与奨学金は編入生を除く学部2年生以上の方は、申込不可。

※貸与額は、第一種・第二種／自宅通学・自宅外通学／入学年度によって金額が異なります。

4. 貸与奨学金の申込資格について：「貸与奨学金案内」P.8

※2024年度に単位不足等で留年している方は原則、申込不可。（その他詳細はP.8参照）

5. 採用となるための基準（学力基準）について：「貸与奨学金案内」P.10（1）

（1）「第一種奨学金のみ」または「併用貸与」を希望する場合の学力基準

1年生：高校の評定平均が3.5以上であること、大学の春学期GPA値が本人の属する各学年学科の上位1/3以内であること

2年生以上：通算GPA値が本人の属する各学年学科の上位1/3以内であること

※学力基準（評定平均値・通算GPA値）を満たさない場合においても、

「貸与奨学金案内」P.10（1）学力基準の表②に該当する場合は、

第一種または併用貸与に採用されることがあります。

生計維持者の収入状況を確認し、応募するようにしてください。

（2）「第二種奨学金のみ」希望する場合の学力基準

1年生：学年平均水準以上

2年生以上：前年度までの取得単位数が標準単位数を満たしていること

※標準単位数とは、卒業に必要な単位数を最短修業学期数〔8〕で割った値に、前学期終了時点での在籍学期数（休学した学期は除く。）を乗じた数です。

6. 採用となるための基準（家計基準）について：「貸与奨学金案内」P.11

※日本学生支援機構がマイナンバーを利用して家計の審査を行います。

「貸与奨学金案内」P.11（2）家計基準の表、P.12の【収入・所得の上限額の目安】を

参考にしてください。

7. 貸与始期と貸与終期について：「貸与奨学金案内」 P.9

※貸与始期とは：実際に振り込みが始まる時期ではなく、奨学金の貸与が始まる月のこと。

実際の振込開始は、提出期限までに不備なく提出した場合、最短で 12 月予定。

（例）貸与始期が 10 月で 12 月採用者 → 12 月に 10～12 月分の奨学金が振り込まれる。

※貸与終期とは：貸与が終了する時期。途中休学や停止がない場合は卒業予定期。

8. 貸与奨学金の交付について：「貸与奨学金案内」 P.15

指定できる振込口座は、本人名義の口座のみです。

※外資系銀行、インターネット専業銀行（例：楽天銀行、PayPay 銀行など）等、指定出来ない金融口座が一部あり。詳細は「貸与奨学金案内」 P.15 の取扱金融機関を参照。

9. 利率について（第二種奨学金のみ）：「貸与奨学金案内」 P.16

10. 返還方式について（第一種奨学金のみ）：「貸与奨学金案内」 P.18～19

11. 保証制度について：「貸与奨学金案内」 P.22～27

12. 再貸与について：「貸与奨学金案内」 P.28

2. 日本学生支援機構奨学金【給付】（授業料等減免）の制度について

1. 日本学生支援機構給付奨学金とは：「給付奨学金案内」 P.2・4

2. 募集時期について：「給付奨学金案内」 P.5

※春採用は 4 月、秋採用（二次募集）については 9 月頃に実施しています。

3. 支給対象者の要件（学業成績等に係る基準）について：「給付奨学金案内」 P.8・28～29

※申込時の基準は「給付奨学金案内」 P.8（2）学業成績等に係る基準

採用後、本奨学金を継続するための基準は P.29 適格認定（学業成績等）【適格認定における学業成績の基準】を参照すること。

※秋採用では、1 年次生は高等学校等における評定平均値、2 年次生以上は前学年末の累計 GPA で審査。

※標準単位数とは、卒業に必要な単位数を最短修業学期数〔8〕で割った値に、前学期終了時点での在籍学期数（休学した学期は除く。）を乗じた数です。

4. 支給対象者の要件（家計基準）について：「給付奨学金案内」 P.9～13

※家計基準は以下の収入基準・資産基準のいずれにも該当する必要があります。

＜①収入基準＞

本人と生計維持者（原則父母）の収入状況によって、第Ⅰ区分～第Ⅳ区分に分類され、区分によって給付奨学金の月額や授業料等減免額が異なる。

(「給付奨学金案内」P.9 (3)、支給金額は P.15 を参照)

収入基準の目安については、「給付奨学金案内」P.9 (3) ②の収入・所得の上限額の目安の表を参照するか、P.10 上段の「進学資金シミュレーター」にアクセスして、おおよその目安を必ず確認すること。

・収入状況が第Ⅳ区分に該当する場合、以下いずれかに該当すれば基準を満たします。

※第Ⅳ区分に該当する情報数理学部の方で多子世帯の場合、多子世帯としての支援となります。

(1) 多子世帯：奨学金申込時に入力したあなたの生計維持者の子にあたる者（あなた自身を含む。）の数、または、生計維持者全員の市町村民税情報における扶養親族の数の合計のいずれか小さい方が3以上である場合

(2) 理工農系の学科に在籍：情報数理学部の方が該当します。

(詳細は「給付奨学金案内」P.17 を参照)

<②資産基準>

学生本人と生計維持者（原則父母）の資産額の合計が基準額未満であること
(基準額については、「給付奨学金案内」P.11 を参照)

5. 支給対象者の要件（その他の要件）について：「給付奨学金案内」P.6～7、14

※大学等への入学時期等に関する要件…高校卒業後2回までの浪人は可
(その他の要件の詳細については、「給付奨学金案内」P.6～7、14 を参照)

6. 支給期間と支給金額について：「給付奨学金案内」P.15・17

・支給期間…採用後、正規の卒業時期まで

・支給金額…生計維持者（原則父母）の収入基準で決定する支援区分と通学形態によって異なる。
「給付奨学金案内」P.15 上段の表「大学・私立」の金額を参照。

※自宅外通学を選択した場合は、採用後に証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要となる。

※自宅外通学者は、自宅外証明書の審査が完了するまでは「自宅月額」が振り込まれ、
審査完了後、自宅外通学となった月に遡及して自宅外月額に増額になる。

審査完了後（書類提出の2～3ヶ月後）に自宅月額と自宅外月額の差額分が
まとめて振り込まれる予定。

※第Ⅳ区分は多子世帯に該当する場合は、給付奨学金と授業料等減免が受けられる。理工農系対象（情報数理学部）の場合は、授業料等減免のみ受けられる。詳細は「給付奨学金案内」P.17 を参照。

7. 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額の制限について：「給付奨学金案内」P.18

※第一種奨学金を受給されている方は、給付奨学金の支給を受けている期間中は
第一種奨学金の貸与月額が「給付奨学金案内」P.18 の表のとおり自動的に減額されます。
(大学・私立の金額を参照)

8. 支給方法について：「給付奨学金案内」P.19

指定できる振込口座は、本人名義の口座のみです。

※外資系銀行、インターネット専業銀行（例：楽天銀行、PayPay 銀行など）等、指定出来ない金融口座が一部あり。詳細は「給付奨学金案内」P.19 の取扱金融機関を参照。

9. 授業料減免について

- ・給付奨学金に採用になった方は、第Ⅰ区分対象の方で年間 70 万円の授業料減免を同時に受けることができます。
- ・第Ⅱ、第Ⅲ区分対象の方は 70 万円の $\frac{2}{3} \cdot \frac{1}{3}$ の金額となります。
- ・第Ⅳ区分については多子世帯対象の方は 70 万円の $\frac{1}{4}$ の金額、理工農系対象の方（情報数理学部生）は 70 万円の $\frac{1}{3}$ の金額となります。

10. 2024 年度秋学期分の学納金および授業料減免について

学納金の納入期限は原則 10/31（木）ですが、高等教育の修学支援新制度を申請される方は、申請と同時に延納願を提出したものとみなし、1/21（火）まで納入期限を猶予いたします。

- ・学納金はいったん、全額納入していただきます。
後日、支援区分が確定しましたら、区分に応じた減免額を振り込みにて還付します。
※納入にはすでに発行された納入用紙を使用しますので、破棄しないようご注意ください。
※学納金の納入が 1/21（火）までになされない場合は、理由の如何に関わらず除籍となり、学籍を失いますので必ず期日までに納入してください。

3. 提出書類について：下記＜提出書類一覧＞①～⑩を参照

●貸与・給付奨学金 共通

①【全員提出】奨学生情報記入シート

②【全員提出】スカラネット入力下書き用紙

※ 注意事項および「スカラネット入力下書き用紙（記入見本）」を参照し、記入してください。

③【新入生のみ全員】出身高校の調査書（評定平均値記載のもの）

●給付奨学金

④【全員提出】給付奨学金確認書

※A4・両面印刷のみ受付可

※「マイナンバー提出書に記載の申込 ID」欄は、空欄のまま提出してください。

※必要事項を黒ボールペンで記入してください。（消えるボールペンは使用できません。）

⑤【全員提出】授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

※A4・両面印刷のみ受付可

※「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（記入見本）」を参照し、黒ボールペンで記入してください。（消えるボールペンは使用できません。）

⑥【該当者のみ】在留資格及び在留期間が明記されている証明書

※外国籍の方は、給付奨学金案内 P.14 の表を参照し、書類を提出すること

⑦【該当者のみ】18 歳となるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類

※該当者は、給付奨学金案内 P.22 の表で必要書類を確認すること

●貸与奨学金

⑧【全員提出】確認書兼個人情報情報の取り扱いに関する同意書

※A4・両面印刷のみ受付可

※必要事項を黒ボールペンで記入してください。（消えるボールペンは使用できません。）

⑨【全員提出】収入に関するチェックシート

4. 応募から採用決定までの流れについて

(1) 奨学金の申請に必要な書類を揃えて、下記のとおり提出してください。

<提出方法>

所属校舎の学生課窓口にてご提出ください。（郵送での提出不可）

1～2 年生および国際学部生（1～4 年生）：横浜学生課（横浜校舎 1 号館 1 階）

3～4 年生（国際学部生以外）：白金学生課（白金校舎 本館 1 階）

末尾記載の窓口時間を厳守の上ご提出ください。

※提出の際、書類の不備、不足等があった場合は、

電話（横浜:045-863-2029／2030 白金:03-5421-5157）またはメールにより学生部から学生本人宛にご連絡する場合があります。電話に出られなかった場合は、必ず折り返しご連絡ください。また、この電話番号をスマートフォンの電話帳に登録しておくようにしてください。

<提出期限>

9 月 20 日（金）～10 月 4 日（金）まで

※提出期限については、原則として 10 月 4 日（金）ですが、

事情により提出できない場合については、10 月 16 日（水）まで申請可とします。

希望される方は、事前に上記申請先の学生課までご連絡ください。

- (2) 提出書類のチェックが完了後、書類不備等がなかった場合は、スカラネット入力用のユーザ ID・パスワード、マイナンバー提出書のセット、および大学チェック済のスカラネット入力下書き用紙を提出先の学生課窓口にてお渡しします。

※不備があった方には不備解消後にお渡しします。

- (3) パソコンまたはスマートフォンからスカラネット入力をする。

上記 (2) で大学から送付されたスカラネット入力用のユーザ ID・パスワードを使用してログインし、マイナンバー提出書に記載された申込 ID・パスワード、スカラネット入力下書き用紙の内容を入力します。入力後に表示される受付番号を控えておいてください。

※スカラネットでキャンパスの郵便番号を入力する際は、**所在地の郵便番号（横浜：「244-0816」、白金：「108-0071」）を入力してください。**事業所の郵便番号（横浜：「244-8539」、白金：「108-8636」）を入力するとエラーとなります。

【入力期限：10 月 11 日（金）】

- (4) スカラネット入力後に表示された受付番号を記入したマイナンバー提出書と番号確認書類・身元確認書類を専用封筒に入れて、郵便局窓口にて簡易書留で日本学生支援機構に郵送（提出）する。

※郵送（提出）先は大学ではありません。

【提出期限：10 月 18 日（金）】

- (5) 【該当者のみ】 学修計画書を提出する。

1 年生は「高校の評定平均値の基準を満たしていない」または「春学期の成績の GPA 値の基準を満たしていない」場合、2～4 年生は通算 GPA 値の基準を満たしていないが、標準取得単位数の基準は満たしている場合に、学修計画書の提出が必要となります。 ※提出対象者には、11 月頃に学生部より連絡します。

- (6) 採用候補者が発表され、初回の奨学金が支給される。【12 月上旬頃】

- (7) 採用候補者となった場合は、学生部から採用関係書類を受け取る。【12 月下旬頃】

※詳細は、12 月上旬にポートヘボンで周知予定

◎提出・入力期限は厳守してください。一部書類が揃わない場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。

【問い合わせ先】

1～2年生および国際学部1～4年生：明治学院大学 横浜学生課

TEL：045-863-2029

メール：gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp

窓口時間：平日9：30～11：45、12：30～16：30 土曜9：30～12：00

3～4年生（国際学部生以外）：明治学院大学 白金学生課

TEL：03-5421-5157

メール：gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp

窓口時間：平日9：30～11：45、12：30～16：00 土曜9：30～11：45